



島根県報

平成25年 1 月 22 日 (火)

第 2,463 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定 (5 件)	(")	2

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	6
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	7
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体	7
漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	7
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる 基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる 政見放送の回数の一部改正	8

告 示**島根県告示第28号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
訪問看護ステーション A l i v e	松江市千鳥町71	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年 1 月 1 日

島根県告示第29号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下1618－1、3728、4126－2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口321－6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市田橋町603－1、604、604－3、611、611－1、611－3、612、613、613内1、1011、1022－3、1023

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町大呂673－1、673－3、2600－1、2616－1、2616－3、2616－4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字女郎ヶ迫イ510-2、イ510-3、イ510-5、三瓶町野城字アンエ迫イ512-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市温泉津町福光ロ95、ロ102、ロ118、ロ119、ロ120-1、ロ120-3（次の図に示す部分に限る。）、ロ121、ロ264-1、ロ265-1、ロ265-2、ロ301からロ303まで、ロ304-1、ロ305、ロ307、ロ309-1、ロ309-2、ロ335、ロ372

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1 月 22 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政治資金規正法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
石田しょうご後援会	石田 祥吾	珍部 芳裕	出雲市塩冶町1801- 9	石田 祥吾	衆議院議員

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
芦原やすえ後援会	小池 彰子	阪本 清	松江市西津田 7 - 7 - 5
石井みどり島根県後援会	仲佐 善昭	渡邊 公人	松江市南田町141- 9 島根県歯科医師会館内
大谷良治後援会	勝部 洋一	飯塚 裕之	出雲市平田町7218
税理士による青木一彦後援会	細木 貞彦	安原 満	出雲市武志町1017
長岡秀人斐川後援会	鶴島 國夫	中島 勇	出雲市斐川町原鹿1144
原正雄後援会	八幡 重吏	小村 茂夫	出雲市神門町1013
保科孝充後援会	保科 孝充	保科 幸治	出雲市斐川町求院1425
細木照子後援会	吾郷 武郎	細木 和幸	雲南市大東町下佐世1003- 6
松新俊典後援会	松新 俊典	梶谷 千苗	隠岐郡西ノ島町美田1045- 2
松田修吾後援会	松田 栄次	松田 朋世	飯石郡飯南町上来島530
矢壁正弘後援会	矢壁 正弘	上代 美那子	雲南市大東町下阿用283- 3
やなぎはら治後援会	曳野 美行	三島 茂	松江市西谷町357
隆昌会	藤原 隆廣	藤原 みさ子	雲南市木次町山方313- 2

島根県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1 月 22 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
公明党松江総支部	主たる事務所の	松江市中原町52 アルファステ	松江市西忌部町2366
	所在地	イツ宍道湖Ⅱ902号	
	代表者	田中 明子	加本 市郎
自由民主党出雲支部	主たる事務所の	出雲市矢野町941-4	出雲市姫原2-8-12
	所在地		

(2) 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県第二選挙区支部	主たる事務所の	出雲市矢野町941-4	出雲市姫原2-8-12
	所在地		
民主党島根県第1区総支部	主たる事務所の	松江市大正町446-23	松江市西嫁島1-4-19
	所在地		
民主党島根県第2区総支部	代表者	石田 祥吾	小室 寿明
	公職の候補者	石田 祥吾	小室 寿明

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
芦谷英夫後援会	会計責任者	長谷川 亀太郎	小松原 尚弘
井川定雄後援会	主たる事務所の	邑智郡美郷町築瀬210-5	邑智郡美郷町粕淵252-14
	所在地		
大久保ごろう後援会	主たる事務所の	益田市久城町417-18	益田市久城町1121-94
	所在地		
かりの正文後援会	会計責任者	日野 順裕	日野 恵行
川島みつまさ後援会	会計責任者	伊藤 征男	伊藤 清美
島根県医師連盟	代表者	加藤 哲夫	佐藤 充男
	会計責任者	林 正巳	上垣 宏
周藤強後援会	代表者	周藤 光則	力石 福芳
税理士による竹下亘後援会	会計責任者	糸賀 巧	細木 貞彦
藤原たかひろ後援会	代表者	武島 正幸	足野 隆二
	会計責任者	藤原 みさ子	深田 美徳
三浦英治後援会	代表者	佐藤 武文	河田 順三

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
石川幸男後援会	平成24年12月21日
景山良材後援会	平成24年12月31日
日本を正す会	平成24年11月20日
松田和久後援会	平成24年12月17日
村尾はるこ後援会	平成24年12月21日
安原しげたか後援会	平成23年12月20日

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石田 祥吾	衆議院議員	石田しょうご後援会	出雲市塩冶町1801-9	石田 祥吾
藤原 隆廣	雲南市長	隆昌会	雲南市木次町山方313-2	藤原 隆廣
保科 孝充	出雲市議会議員	保科孝充後援会	出雲市斐川町求院1425	保科 孝充

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
村尾 晴子	雲南市議会議員	村尾はるこ後援会	雲南市木次町湯村122	村尾 晴子

島根県選挙管理委員会告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成25年 1 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	1,144
隠岐海区	372

島根県選挙管理委員会告示第7号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送

事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成23年島根県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のように改正する。

平成25年 1 月 22 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

表中の「山陰中央テレビジョン放送株式会社」を「株式会社山陰放送」に、「日本海テレビジョン放送株式会社」を「山陰中央テレビジョン放送株式会社」に改める。